



平成28年9月 2日

広島市教育委員会 様

広島市立学校通学区域審議会

委員長 寺 尾 一 秀



広島市立小学校の設置に伴う通学区域の設定について(答申)

平成28年8月24日付け広市教施第52号で諮問されたこのことについては、下記諮問のとおり設定することを適当と認めます。

記

1 新設小学校の通学区域の設定について

学 校 名	通 学 区 域	位 置
石内北小学校(仮称)	石内北一丁目、石内北二丁目、石内北三丁目、 石内北四丁目、石内北五丁目	佐伯区石内北三丁目 23番1号